

流山市公民館等のモバイル Wi-Fi ルーター取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、流山市公民館等（以下「公民館等」という。）が施設利用者の生涯学習における利便性の向上を目的として貸出しするモバイル Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公民館等 教育機関である流山市中央公民館、流山市北部公民館、流山市東部公民館、流山市初石公民館並びに出先機関である流山市市民会館、流山市南流山センター及び流山市おおたかの森センターをいう。
- (2) 利用者 公民館等の施設利用者のうち、ルーターを利用する者をいう。
- (3) 館長等 公民館長、施設長、センター長などの公民館等の施設管理者をいう。

(ルーターの管理)

第3条 ルーターの管理は館長等が行い、その管理取扱いについては館長等が指定した職員が行うものとする。

(貸出対象)

第4条 館長等は、次に掲げる者にルーターの貸出しを行うことができる。

- (1) 公民館等の学習室及びロビー等のフリースペースの施設利用者を除く会議室等の施設利用者のうち、ルーターの利用を希望する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、館長等が特に必要と認めた者

(ルーターの利用)

第5条 利用者は、ルーターの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、「モバイル Wi-Fi ルーター利用同意書（様式1）」（以下「利用同意書」という。）において届け出た目的以外にルーターを使用してはならない。

- 3 利用者は、自己の責任と負担において、ルーターを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、供給電源等を準備するものとする。
- 4 ルーターを利用するための通信機器等の設定、操作は利用者が行うものとする。
- 5 ルーターへ接続する通信機器のセキュリティ対策等の必要な対策は、利用者が行うものとする。
- 6 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮してルーターを利用するものとする。

(利用手続)

第6条 ルーターの利用を希望する者は、利用日までに利用同意書を流山市教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 同一時間内に多数の利用希望があった場合は、利用同意書の提出順序により、利用者を決定するものとする。

(利用場所及び利用時間)

第7条 利用者は、公民館等において使用許可を受けている施設の会議室等及び時間内にて利用ができるものとする。

(利用料)

第8条 ルーターの利用料は無料とする。

- 2 ルーターを用いた接続先の使用料等は、利用者において負担するものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、ルーターを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権、財産、プライバシーその他の権利等を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる行為のほか、他者に不利益や損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 不法行為及び犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (7) ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で

特定又は不特定多数に大量にメール送信する行為

(10) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為

(11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為

- 2 利用者が禁止事項に該当する行為を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、公民館等は一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に報告することなく直ちに当該利用者の利用を中止することができるものとする。

(1) 禁止事項に該当する行為を行った場合

(2) 本要領に違反した場合

(3) その他利用者として不適切と館長等が判断した場合

(運用の停止)

第11条 公民館等は、次の各号のいずれかに該当するときは、ルーターの貸出しを停止できるものとする。

(1) ルーターの保守等を定期又は緊急に行う場合

(2) 地震、火災、停電その他の非常事態等により、ルーターの運用が通常通り行うことができない場合

(3) ルーターの貸出しに係る機器やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他館長等がルーターの貸出しの一時的な中断が必要と判断した場合

(免責事項)

第12条 公民館等は、利用者がルーターを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 ルーターの利用に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他ルーターの利用に関連して発生した利用者の損害について、公民館等は一切の責任を負わないものとする。

- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず公民館等は一切の責任を負わないものとする。

4 利用者がルーターを接続しようとする通信機器等の構成や設定等その他の理由によりルーターを利用できない場合があっても、公民館等は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者がルーターを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、公民館等は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、ルーターを破損、汚損又は紛失したときは、速やかに公民館等へ申出るほか、利用者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償するものとする。ただし、館長等が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(要領の変更)

第14条 公民館等は、利用者の承諾を得ることなく、本要領を変更することができるものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、公民館長が定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から適用する。